

富田林市要綱第36号

富田林市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

富田林市老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年富田林市要綱第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、要援護老人及びひとり暮らし高齢者に対し、火災警報器等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（用具の種目及び性能）

第2条 給付の対象となる用具の種目及び性能は、別表のとおりとする。

（対象者）

第3条 給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者
- （2） 別表に規定する対象者のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び生計中心者の前年分（1月から6月までの申請にあっては、前々年分）の所得税が非課税である世帯に属する者
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日時点で富田林市寝たきり老人寝具乾燥事業に登録されている者は、布団乾燥機の給付対象者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としなない。
 - （1） 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護老人福祉施設に入所し、又は認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用する者。
 - （2） 老人福祉法（昭和38年法律133号）に定める養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅及びこれらに類似する施設等に居住する者
 - （3） 富田林市高齢者日常生活用具給付等事業により過去5年以内に用具の給付を受け、同一の給付を受けようとする者

（申請）

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者日常生活用具給付等申請書（様式第1号）に別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、原則として要援護老人若しくはひとり暮らし高齢者又はその者の属する世帯の生計中心者が行うものとする。

（決定及び通知）

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは給付等の可否を決定し、給付を決定した者には高齢者日常生活用具給付等決定通知書（様式第2号）により、給付を却下すると決定した者には高齢者日常生活用具給付等却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（貸借契約の締結）

第6条 用具の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、用具の貸借につき市長と契約を締結するものとする。

（使用者の責務）

第7条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって用具を使用しなければならない。

（貸与の取消し及び返還）

第8条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する契約を解除し、用具を返還させるものとする。

（1） 偽り又は不正な手段により用具の貸与を受けたとき。

（2） 用具を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はこれらの行為をしようとしたとき。

（3） 死亡し、又は転出したとき。

（4） その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、高齢者日常生活用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年要綱第36号）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に老人日常生活用具の給付等を受けている者は、この要綱の規定により給付等を受けた者とみなす。

附 則（平成20年要綱第57号）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に老人日常生活用具の給付等を受けている者は、この要綱の規定により給付等を受けた者とみなす。

附 則（平成24年要綱第24号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年要綱第27号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市老人日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により老人日常生活用具の給付等を受けている者は、改正後の富田林市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により高齢者日常生活用具の給付等を受けた者とみなす。

別表（第2条、第3条関係）

区分	種目	対象者	性能
給付	火災警報器	65歳以上の要支援・要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るものであること。
	電磁調理器	同上	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。
	布団乾燥機	同上	室内で布団を乾燥するものであり、高齢者が容易に使用し得るマット不要タイプであること。